

令和7年5月30日

嬉野市議会
議長 辻 浩一 様

産業建設常任委員会
委員長 山口 虎太郎

産業建設常任委員会報告書

令和7年第1回嬉野市議会定例会において付託された下記事件の調査結果を、嬉野市議会会議規則107条の規定により報告する。

付託事件名「温泉資源について」

【調査理由】

令和7年1月10日に本市議会に対して、嬉野温泉の平均水位は過去最低を記録しているという説明が行われ、同年1月24日に嬉野市と嬉野温泉旅館組合は、嬉野温泉源泉の水位低下の実態を踏まえ、記者会見において源泉の状況や対策についての説明を行った。

これを踏まえ、本市議会においても温泉資源保護を目的とした条例の制定が必要との声があがり、観光関係団体等とその対策等について意見交換を行った。

調査概要 観光資源としての温泉資源保護について

【調査日】 令和7年4月8日（火）

【調査場所】 嬉野市嬉野町大字下宿乙2202番地55

一般社団法人 嬉野温泉観光協会、嬉野温泉旅館組合

【対応者】 嬉野温泉観光協会会長、嬉野温泉旅館組合理事長 山口 剛 氏
嬉野温泉観光協会理事 山口健一郎 氏
嬉野温泉旅館組合事務局長 松本 泰宏 氏

【調査内容】

1. 温泉資源保護の観点から、現在の源泉集中管理事業について

令和7年1月24日、嬉野温泉の源泉水位について市長の緊急報告があり、また、同年3月15日の会見では、昨年の源泉の平均水位は40.8mと過

去最低を記録したと報道された。

西九州新幹線開業に伴う観光客の増加で、温泉の使用量が増えたことが主な原因であると県は分析し、昨年12月には嬉野温泉全体で1日の揚湯量を2,800トンに抑えるように数値目標を示して、揚湯量の多い上位4事業者に対して節湯を要請された。

これを受けて、嬉野温泉旅館組合では、深夜帯の客室内風呂の自粛要請を行うなどして、現在は徐々に水位が回復しているということが報告された。

また、源泉水位の低下は、配湯会社の配湯管の老朽化による漏湯が原因の一つであるという情報もあり、執行部では、令和6年度当初予算で「温泉配湯管現況調査」の費用を計上して配湯管を調査し、27箇所の漏湯箇所が確認されていると報告された。

現在は、県からの要請である1日2,800トンの揚湯量を17の源泉所有者で守っていくと旅館組合ほか関係者間で話し合われている。

2. 温泉資源保護条例等の制定について

温泉資源保護条例等の制定については、温泉資源保護のために少しは歯止めになるかと思われるが、現在の旅館組合単独で条例制定まで調整するのは難しい状況であるということであった。

しかし、嬉野温泉の温泉資源を守ることが第一条件であるので、温泉保護のための課題を広く市民はじめ関係者で協議する必要がある、一步進んだ協議のあり方を現在模索中である。

かつて、市内にはおよそ80軒の温泉旅館があり賑わっていたが、現在は、約35件の旅館で嬉野温泉は成り立っている。今回の源泉水位低下は、配湯を受ける事業者や個人には前もっての情報がなく、情報を共有する機会もなかった。その後、県の指導もあり、旅館組合は湯の使用量を制限しているが、苦情もなく水位も順調に回復しているという現状である。今後も、推移を見守っていききたいというのが、嬉野温泉観光協会の意見である。

嬉野市の合併当初には源泉集中管理の話があり、源泉集中管理という本題に向けて話し合いが数年行なわれてきたが、今のところ、源泉のモニタリングという形になっている。しかし、将来的には、源泉集中管理まで移行したいというのが観光協会会長の意見である。

今後、源泉をどう守っていくかは、源泉の所有者会議で決められていくが、それぞれ源泉の所有権を持っているので、統一した見解を出すのは難しいとのことである。将来的には、源泉所有者だけでなく配湯を受ける事業者、個人等を含めた会議の開催が必要であり、観光協会、旅館組合としては現在企画・協議中であるということであった。

今年度入湯税の改正が行われ、入湯税は観光の振興、ごみ衛生面、防災等に充てられるが、更に幅を広げて、旅館等の危機管理計画や基金の積み立て

等、また源泉集中管理に対しての予算化、あるいは源泉集中管理の初期費用に充てることが出来ないかという議論がなされた。

委員会の意見

温泉の利用状況から見ると、本来の入浴のための温泉以外に温泉の湯を利用している旅館等もあるが、嬉野温泉の揚湯量には限りがある。県から要請された一日約2,800トンの揚湯量についても、温泉の配湯量や利用方法等で一定のルール作りが必要で、来年の需要期に向け、さらに源泉水位の低下が深刻化しないよう源泉保護のための温泉資源保護条例等をつくる必要性が増している。

温泉資源保護の条例をつくっていくためには、まず源泉所有者間で源泉の保護に関するルールの策定が必要である。温泉の諸問題は、源泉所有者と配湯を受ける側との問題でもあるので、両方で協議を行い、温泉利用目的や揚湯量に関する条件等を協議・策定されることが望まれる。全国の温泉地では、温泉利用条例を作り活用されている市町もあるので、それぞれの利用法を参考にして、また、嬉野温泉資源保護の観点から源泉集中管理も視野に入れ、今後は広く議論していくべきではないかと考える。

また、今年度改正された入湯税は目的税である。観光関係予算で充当できる範囲の拡大、源泉集中管理関連事業へ充当等についても検討の範囲を広げて、温泉の保護に関連した活用方法を探っていくことが必要であると考ええる。

最後に、嬉野市の重要な観光資源である温泉資源を守ることは第一条件であるので、温泉資源保護のための会議を市民全体で作っていくという観点から、源泉所有者、配湯を受ける事業者、市民等を含めた情報共有の会を作り、協議を進めて条例制定に向けての体制づくりを強化することが急務であると考ええる。